

参考資料

- 1. 各社の収支状況 P 1 ~ 6
- 2. 各社の運賃改定状況 P 7 ~ 1 0
- 3. 運賃に関する制度 P 1 1 ~ 2 1



国土交通省

国土交通省

JR旅客会社の収支状況(単体)

参考1

(単位:百万円)

	JR北海道		JR東日本		JR東海		JR西日本		JR四国		JR九州	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
鉄道事業営業利益												
営業収益	75,765	77,682	1,752,250	1,844,243	1,175,670	1,235,988	838,886	844,838	26,587	26,570	159,996	161,048
営業費	109,213	111,239	1,497,161	1,558,531	833,227	840,174	762,649	755,603	36,352	36,446	170,468	172,792
鉄道事業営業利益	33,448	33,556	255,088	285,711	342,442	395,813	76,236	89,235	9,764	9,875	10,471	11,744
その他事業												
営業収益	6,431	6,714	65,246	66,561	8,907	9,094	23,294	23,676	1,481	1,360	30,734	31,954
営業費	3,703	4,094	27,335	29,393	5,796	5,771	10,248	10,575	1,140	1,116	15,974	18,659
その他事業営業利益	2,728	2,620	37,910	37,168	3,110	3,322	13,045	13,100	341	243	14,760	13,294
全事業営業利益	30,719	30,936	292,999	322,879	345,553	399,136	89,282	102,335	9,422	9,632	4,288	1,550
営業外収益	28,103	33,705	21,965	19,507	8,050	7,624	7,128	6,402	10,635	13,103	11,277	11,375
営業外費用	1,823	1,782	107,258	99,383	113,766	104,355	33,531	31,173	1,838	1,171	5,285	5,338
経常利益	4,439	986	207,707	243,004	239,836	302,405	62,879	77,565	625	2,299	10,281	7,587
特別利益	1,261	2,653	65,230	68,139	3,043	7,832	23,147	39,953	1,702	1,719	20,754	10,331
特別損失	2,257	2,704	97,321	71,523	3,174	8,396	24,880	39,786	1,039	5,394	19,930	14,484
税引前当期純利益	5,435	935	175,616	239,619	239,705	301,842	61,146	77,732	36	1,374	11,105	3,433
法人税、住民税及び事業税	648	391	73,218	103,350	98,348	123,494	23,523	34,152	114	189	81	217
法人税等調整額	-	-	25,245	2,571	20,538	9,456	15,464	1,664	-	-	7,698	1,158
法人税等合計	648	391	98,463	100,779	118,887	114,038	38,988	35,817	114	189	7,779	1,375
当期純利益	4,786	1,326	77,152	138,840	120,817	187,804	22,158	41,915	151	1,563	3,326	2,057

大手民鉄の収支状況(単体)

(単位:百万円)

	東武		西武		京成		京王		小田急		東急		京急		メトロ	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
鉄道事業営業利益																
営業収益	152,792	157,807	99,479	100,663	55,629	58,240	79,901	80,974	113,645	116,204	147,171	148,307	76,955	77,202	322,379	332,809
営業費	132,014	132,255	79,438	79,772	50,259	51,503	70,724	74,190	90,730	93,630	131,099	132,862	68,225	68,262	255,899	254,632
鉄道事業営業利益	20,778	25,551	20,041	20,890	5,370	6,737	9,177	6,783	22,915	22,573	16,072	15,444	8,729	8,939	66,479	78,176
その他事業																
営業収益	59,606	64,040	40,571	47,832	12,350	18,550	37,332	37,787	41,231	42,263	100,161	110,895	30,821	39,648	9,628	10,882
営業費	54,111	56,062	33,114	39,625	8,473	15,040	23,473	23,858	32,669	31,976	78,172	87,755	28,965	40,000	5,463	6,327
その他事業営業利益	5,495	7,977	7,457	8,206	3,877	3,510	13,859	13,928	8,562	10,286	21,989	23,139	1,855	352	4,165	4,554
全事業営業利益	26,273	33,528	27,498	29,097	9,247	10,247	23,036	20,712	31,477	32,859	38,062	38,584	10,585	8,587	70,645	82,731
営業外収益	7,778	7,905	2,995	3,184	6,116	4,842	2,101	1,911	2,660	2,827	8,709	8,944	3,040	3,112	2,341	2,925
営業外費用	14,292	13,615	11,413	10,456	5,689	5,025	6,135	6,118	12,014	10,296	15,680	14,275	7,996	7,996	18,030	16,831
経常利益	19,759	27,819	19,080	21,824	9,674	10,064	19,003	16,505	22,122	25,390	31,091	33,253	5,629	3,703	54,956	68,825
特別利益	7,060	4,986	8,555	9,397	2,245	1,058	1,687	35,440	5,310	56,877	13,345	11,148	5,052	1,683	6,875	6,155
特別損失	6,708	2,695	19,129	12,804	3,122	1,917	3,546	36,270	2,082	64,439	10,053	16,775	1,633	2,592	5,875	5,904
税引前当期純利益	20,110	30,110	8,506	18,417	8,797	9,205	17,144	15,675	25,350	17,828	34,384	27,625	9,047	2,794	55,956	69,075
法人税、住民税及び事業税	9,716	13,625	3,034	5,691	1,558	2,966	6,530	3,776	10,501	10,394	7	5	1,908	17	20,306	25,660
法人税等調整額	985	1,339	421	1,192	1,002	232	1,678	2,156	580	3,328	7,397	1,542	3,160	658	5,749	335
法人税等合計	8,731	12,285	2,613	6,884	2,560	3,198	8,208	5,932	11,081	7,065	7,404	1,548	5,068	675	26,055	25,995
当期純利益	11,379	17,824	5,892	11,533	6,237	6,007	8,936	9,743	14,268	10,763	26,979	29,173	3,979	2,119	29,901	43,080

(単位:百万円)

	相鉄		名鉄		近鉄		南海		京阪		阪急		阪神		西鉄	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
鉄道事業営業利益																
営業収益	32,582	32,578	83,365	84,449	152,935	153,602	54,210	55,233	52,821	52,558	99,036	110,235	32,591	33,106	21,316	21,310
営業費	25,657	25,379	73,492	73,689	127,253	125,659	45,376	45,756	47,047	46,231	75,997	75,393	28,406	27,953	18,868	18,231
鉄道事業営業利益	6,925	7,198	9,873	10,760	25,682	27,943	8,833	9,466	5,773	6,326	23,039	24,842	4,185	5,153	2,447	3,078
その他事業																
営業収益	0	0	14,781	15,340	111,771	112,801	36,493	33,538	25,987	33,696	79,221	77,741	45,024	45,729	113,930	113,318
営業費	0	0	12,012	13,557	104,765	105,883	30,494	25,795	18,914	24,478	64,497	59,748	32,714	33,253	107,177	105,207
その他事業営業利益	0	0	2,769	1,782	7,006	6,918	5,999	7,742	7,073	9,218	14,724	17,993	12,309	12,475	6,752	8,611
全事業営業利益	6,925	7,198	12,642	12,543	32,688	34,861	14,832	17,209	12,847	15,544	37,764	42,835	16,495	17,629	9,199	11,689
営業外収益	231	247	5,067	6,624	3,429	2,955	1,470	1,553	1,744	1,747	3,638	3,519	2,056	1,804	3,206	2,961
営業外費用	1,415	1,248	7,300	6,752	17,545	16,546	9,014	8,366	5,355	4,683	15,053	14,842	4,126	3,799	2,938	2,718
経常利益	5,741	6,197	10,409	12,415	18,572	21,270	7,288	10,397	9,237	12,609	26,349	31,512	14,425	15,634	9,468	11,932
特別利益	582	1	3,153	5,129	7,123	7,519	4,278	14,159	1,158	84	4,623	2,168	1,491	172	1,046	1,032
特別損失	361	13	10,281	11,563	8,449	10,191	13,526	17,101	2,426	557	25,331	8,996	4,763	4,119	4,335	1,934
税引前当期純利益	5,962	6,185	3,281	5,981	17,246	18,598	1,959	7,454	7,968	12,136	5,641	24,684	11,153	11,687	6,179	11,030
法人税、住民税及び事業税	2,340	2,493	66	66	4,320	5,530	640	1,661	2,751	4,036	6,578	3,625	5,801	37	3,526	2,825
法人税等調整額	412	44	936	121	475	1,118	5,085	340	747	412	4,138	4,672	1,367	3,941	415	830
法人税等合計	2,752	2,448	869	55	4,795	6,648	5,726	2,001	3,499	4,448	2,439	8,297	4,433	3,903	3,110	3,655
当期純利益	3,209	3,736	4,150	6,037	12,451	11,950	3,766	5,453	4,469	7,687	8,080	16,386	6,719	7,783	3,068	7,375

6大都市の公営地下鉄収支状況

(単位:百万円)

	東京都		横浜市		名古屋市		京都市		大阪市		神戸市	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
営業収益	128,089	133,361	37,456	38,259	73,567	76,055	23,867	24,440	147,475	148,873	20,210	20,328
営業費	111,721	112,232	29,739	29,495	60,358	61,359	24,051	24,040	115,123	108,057	18,510	18,487
営業損益	16,368	21,129	7,717	8,764	13,209	14,696	184	400	32,352	40,816	1,700	1,841

東京大手民営事業者の一般乗合バス事業の収支状況

(単位:百万円)

	国際興業グループ		関東バス		西武バス		東急バス		京王バス東		京浜急行バス	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
収入	16,994	17,271	9,072	9,049	17,572	17,704	24,988	25,224	5,495	5,462	11,861	11,768
支出	17,656	17,124	8,966	8,685	17,142	17,107	23,329	23,546	5,145	5,056	10,654	10,443
損益	662	147	106	364	430	597	1,659	1,678	350	406	1,207	1,325
経常収支率(%)	96.3	100.9	101.2	104.2	102.5	103.5	107.1	107.1	106.8	108.0	111.3	112.7

(単位:百万円)

	小田急バス		京成バス		東武バスセントラル	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
収入	11,803	12,123	13,999	14,183	4,644	5,006
支出	12,064	12,204	13,067	13,315	4,557	4,731
損益	261	81	932	868	87	275
経常収支率(%)	97.8	99.3	107.1	106.5	101.9	105.8

6大都市公営事業者の一般乗合バス事業の収支状況

(単位:百万円)

	東京都交通局		横浜市交通局		名古屋市交通局		大阪市交通局		京都市交通局		神戸市交通局	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
収入	35,038	36,235	19,653	19,573	18,609	18,882	15,712	12,726	18,074	18,306	11,618	11,695
支出	37,931	37,447	19,588	19,206	22,449	22,551	23,942	18,570	17,560	17,042	12,697	12,555
損益	2,893	1,212	65	367	3,840	3,669	8,230	5,844	514	1,264	1,079	860
経常収支率(%)	92.4	96.8	100.3	101.9	82.9	83.7	65.6	68.5	102.9	107.4	91.5	93.2

東京都特別区・武三地区の原価計算対象事業者の収支状況(タクシー)

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
収入	29,132	28,580
支出	28,861	28,363
損益	271	217
経常収支率(%)	100.9%	100.8%
原価計算事業者数	31者	30者

鉄道事業者の運賃改定状況

事業者名	JR北海道	JR東日本	JR東海	JR西日本	JR四国	JR九州
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.856%	2.857%	2.857%	2.857%	2.857%	2.857%
前回改定実施年月日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
前回改定率	1.94%	1.94%	1.94%	1.94%	1.94%	1.94%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定

事業者名	東武	西武	京成	京王	小田急	東急
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.856%	2.857%	2.853%	2.857%	2.857%	2.857%
前回改定実施年月日	平成17年3月20日	平成14年4月1日	平成9年4月1日	平成9年12月28日	平成17年4月1日	平成17年3月20日
前回改定率	1.1%	1.80%	1.93	9.1%	0.0%	0.4%
改定理由	特定都市鉄道整備事業計画に伴う運賃改定	特定都市鉄道整備事業計画に伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	特定都市鉄道整備事業計画に伴う運賃改定	特定都市鉄道整備事業計画に伴う運賃改定	特定都市鉄道整備事業計画に伴う運賃改定

事業者名	京急	メトロ	相鉄	名鉄	近鉄	南海
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.857%	2.857%	2.857%	2.857%	2.855%	2.853%
前回改定実施年月日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成11年3月10日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
前回改定率	1.94%	1.94	8.3%	1.85	1.89	1.94
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	通常改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定

事業者名	京阪	阪急	阪神	西鉄
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.857%	2.841%	2.857%	2.857%
前回改定実施年月日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年7月1日
前回改定率	1.94%	1.94	1.94	17.1%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	通常改定(H9年消費税分含む)

事業者名	東京都	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
改定実施年月日	平成26年6月1日	平成26年6月1日	平成26年9月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.857%	2.843%	2.796%	2.561%	2.832%	2.856%
前回改定実施年月日	平成9年6月1日	平成9年9月1日	平成8年4月1日	平成18年1月7日	平成9年7月1日	平成11年8月1日
前回改定率	1.47%	8.7%	9.4%	7.4%	9.7%	10.5%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定	通常改定	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定

乗合バス事業者の運賃改定状況

事業者名	国際興業グループ	関東バス	西武バス	東急バス	京王バス東	京浜急行バス
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.857%	2.857%	2.821%	2.827%	2.857%	2.746%
前回改定実施年月日	平成9年12月10日	平成9年12月10日	平成9年12月10日	平成9年12月10日	平成6年10月1日	平成9年12月10日
前回改定率	4.90%	4.30%	4.90%	4.70%	8.30%	4.70%
改定理由	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定	通常改定(H9年消費税分含む)

事業者名	小田急バス	京成バス	東武バスセントラル
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.839%	2.844%	2.857%
前回改定実施年月日	平成9年12月10日	平成9年12月10日	平成9年12月10日
前回改定率	4.90%	4.40%	4.90%
改定理由	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定(H9年消費税分含む)

事業者名	東京都交通局	横浜市交通局	名古屋市交通局	大阪市交通局	京都市交通局	神戸市交通局
改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年9月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
改定率	2.845%	2.851%	2.695%	2.755%	2.818%	2.675%
前回改定実施年月日	平成6年10月1日	平成9年9月1日	平成4年4月1日	平成9年7月1日	平成8年9月1日	平成4年4月1日
前回改定率	19.50%	3.10%	11.10%	9.90%	7.80%	7.60%
改定理由	通常改定	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定	通常改定(H9年消費税分含む)	通常改定	通常改定

タクシー事業者の運賃改定状況

事業者名(地区名)	東京都特別区・武三地区
改定実施年月日	平成26年4月1日
改定率	2.723%
前回改定実施年月日	平成19年12月3日
前回改定率	7.20%
改定理由	労働条件の改善等のための 運賃改定

鉄道運賃に関する制度

上限認可・実施運賃届出制

運賃改定の方法

個別事業者ごとに、上限運賃を国土交通大臣(又は地方運輸局長)が認可。
認可を受けた上限運賃の範囲内で実施運賃を届出。

【鉄道事業法第16条第1項】

鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金(以下、「旅客運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

ただし、「鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示」で定める事業者は、地方運輸局長権限により認可。(鉄道事業法施行規則第71条第1項第6号)

「国土交通省令で定める旅客の料金」は、特別急行料金、急行料金その他の運送の速達性を役務の基本とする料金であって、新幹線鉄道に係るものとする。(鉄道事業法施行規則第32条第1項)

【鉄道事業法第16条第2項】

国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

【鉄道事業法第16条第3項】

鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

上限運賃認可について

1. 総括原価方式

鉄道事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれを上回らないように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

【原価として認める費用項目】

- ・人件費 ・経費 ・諸税 ・減価償却費
- ・支払利息 ・適正利潤

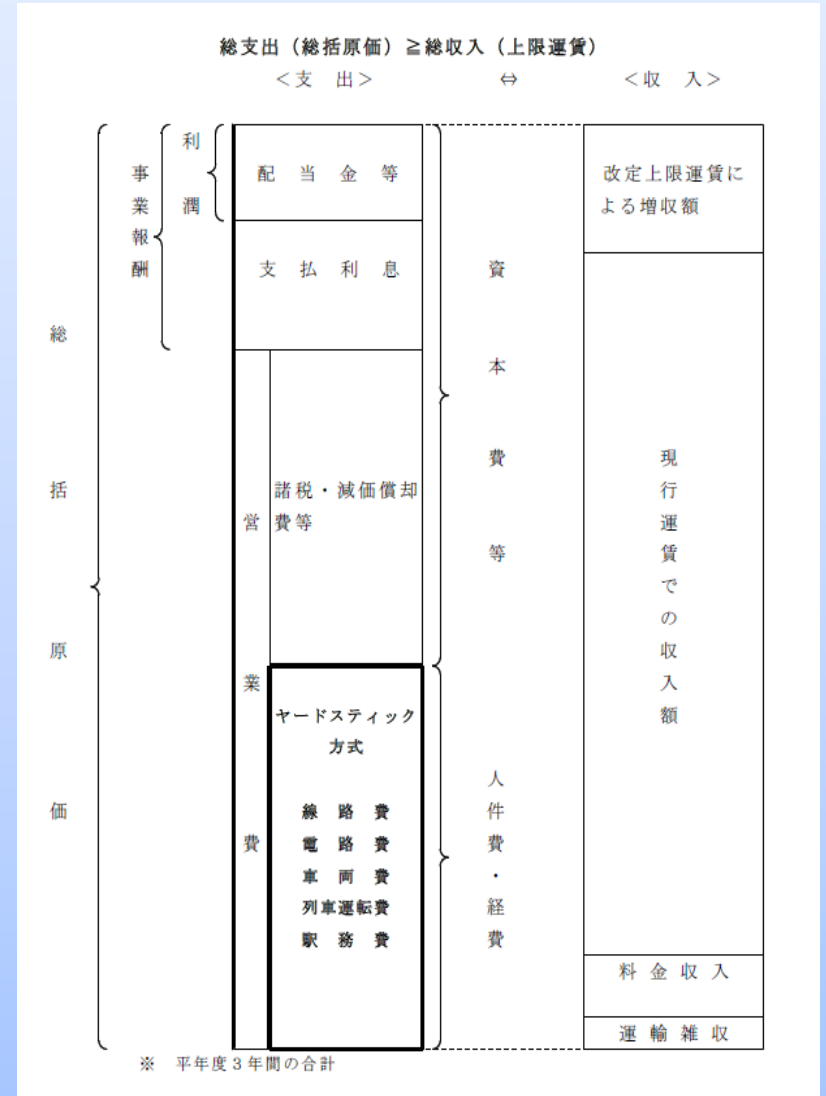
2. 算定方法

原価計算期間(3ヶ年)の鉄道部門の収入及び支出を算出のうえ、所要の増収額を計算し、これを基礎として新たな運賃を決定する。

なお、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄の総括原価の算定にあたって、事業者間で比較可能な営業費の原価は、ヤードスティック方式(基準比較方式)により算定している。

JR、大手民鉄、地下鉄の3グループに分け、回帰分析により各事業者の基準コストを算出。それをもとに算定したコストを総括原価とする。

< 総括原価方式のイメージ図 >



乗合バス運賃に関する制度

乗合バス運賃：上限運賃認可制（道路運送法第9条）

【上限運賃認可の主な審査基準】

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
旅客の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。
特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
他の事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないこと。

上限認可・実施運賃届出制

運賃改定の方法

個別事業者ごとに、上限運賃を国土交通大臣（又は地方運輸局長）が認可。
認可を受けた上限運賃の範囲（上限の80%まで）内で実施運賃を届出。

【道路運送法第9条第1項】

一般乗合旅客自動車運送事業を営む者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

ただし、認可申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線の長さが200キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が100両未満であるものについては、地方運輸局長権限により認可。

（施行令第1号第2項及び施行規則第67条第1項第3号）

【道路運送法第9条第3項】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

上限運賃認可について

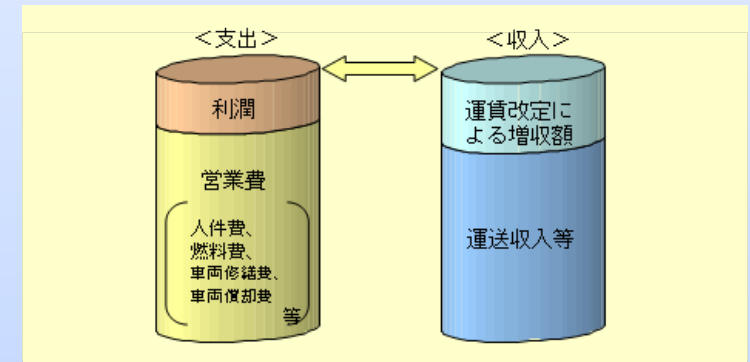
1. 総括原価方式

乗合バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

【原価として認める費用項目】

- ・人件費　・車両に関する費用(購入費・修繕費・償却費)
- ・燃料油脂費　・一般管理費　・営業外費用(金融費用等)
- ・その他運送費(諸税・保険料等)　・適正利潤

< 総括原価方式のイメージ図 >



2. 収入・費用の査定方法

収入:実績に基づき、過去の輸送傾向を見込んで運送収入を算出。

費用:ヤードスティック方式(ブロック毎に標準原価を算出し、それとの比較で事業者の各費用項目の申請値を査定。事業者からの申請原単位とブロック標準原単位との和半値等で算定。)により査定。

3. 上限運賃の変更要否基準等

原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

標準原価ブロックの設定状況

・全国を21ブロックに分けて、毎年、事業者からの報告に基づき、標準原価を作成。

地域区分	適用地域	地域区分	適用地域
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	北陸	福井県、石川県及び富山県
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県(京阪神に属する地域を除く。)
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	南近畿	奈良県及び和歌山県
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	京阪神	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)
長野	長野県	山陰	鳥取県及び島根県
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	山陽	岡山県、広島県及び山口県
千葉	千葉県	四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県(京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。)	北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	沖縄	沖縄県
東海	愛知県、三重県及び岐阜県		

上限運賃変更認可申請から認可までの流れ

乗合バスの上限運賃の改定手続

【道路運送法第9条第1項】

一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

運輸審議会

【道路運送法第88条の2】国土交通大臣は、乗合バスの運賃等の上限を認可する場合は、運輸審議会に諮らなければならない。

消費者庁

【平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ】「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて」

- ・物価問題に関する関係閣僚会議に付議
- 6大都市に係る基本運賃
 - * 東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の公営事業者、東京都区内の民営事業者に係るもの

【消費者庁への対応】

車両数	手続き
400両以上 (200両以上)	協議
399両以下 (199両以下)	情報提供 (事後連絡)

* ()内は公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者に係るもの

申請

国土交通大臣

審査

【道路運送法施行規則第67条】

- 地方的な路線 -
- 路線の長さが200km未滿
- かつ
- 保有車両数100両未滿

地方運輸局長

審査

認可

認可

タクシー運賃に関する制度

自動認可運賃制度

道路運送法では、タクシー事業者の運賃等の設定は個別申請、個別認可によることとなっているが、それぞれの地域に膨大な数の事業者が存在するタクシー事業においては、すべての事業者の運賃を個別に審査し、その適否を個別に判断することは事実上困難であり、集合的に処理せざるを得ない。

このため、行政運用上の措置として、個別事業者の原価計算書類等を個別に審査せず、車両数7割以上の事業者からの申請があった場合に、これらを審査して、自動的に認可する運賃水準の上限と下限の幅を、「自動認可運賃」として設定している。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(H13.10.26国自旅第101号))

公定幅運賃制度

平成26年1月に施行された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、特定地域又は準特定地域において、国土交通大臣が指定する運賃。

公定幅運賃の範囲の設定基準・算定方法は自動認可運賃と同じ。

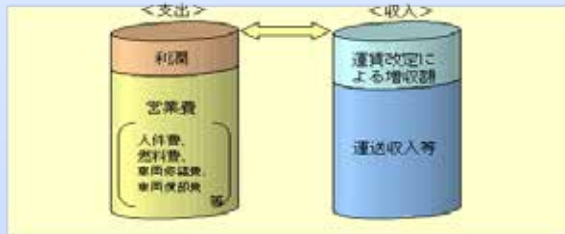
公定幅運賃の下限を下回る運賃での届け出は変更命令対象となる。

自動認可運賃及び公定幅運賃の範囲の設定方法

1. 総括原価方式

タクシー事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

< 総括原価方式のイメージ図 >



【原価として認める費用項目】

- ・人件費 ・燃料油脂費 ・車両修繕費 ・車両償却費
- ・その他諸経費(その他償却費、その他修繕費、諸税、保険料等)
- ・一般管理費(人件費、諸税等)
- ・営業外費用(金融費用、車両償却費等) ・適正利潤

2. 自動認可運賃又は公定幅運賃の範囲の上限

自動認可運賃又は公定幅運賃の上限の設定にあっては、運賃ブロック毎(全国93ブロック)に事業者の申請を受け、当該運賃ブロックの中で、標準的な経営状況にあると考えられる事業者(以下「原価計算対象事業者」という。)の原価を基礎として平均原価を算出し、これに見合うように上限運賃を設定している。

3. 自動認可運賃又は公定幅運賃の範囲の下限

原価計算対象事業者のうち、他の事業者に比べ、特に“効率的な経営”を行った事業者の収支が償う水準の運賃という考え方で下限運賃を設定している。

具体的には、「適正な原価」及び「適正な利潤」の確保、「不当な競争」の防止の観点から、効率的な経営による差異を認める経費と、認めない経費を区分し、については、地域の標準的、能率的な経営を行っている事業者の平均値を固定値として用いる。

【 効率的な経営による差異を認める経費】

- ・燃料費
- ・役員報酬
- ・金融費用 等

【 効率的な経営による差異を認めない経費】

- ・労働条件の確保に必要な経費(人件費)
- ・安全・サービスの確保に必要な経費(車両修繕費 等)
- ・公租公課等義務的経費(諸税、保険料、事故賠償費)

経営の効率化による差異を認める費目と認めない費目の一覧

原価項目・内訳・内容					事業者による差異の有無
営業費	運送費	人件費	運転者人件費	(給与、手当、法定福利・厚生費等)	×
			その他人件費	(運行管理者、整備管理者等)	×
			小 計		
		燃料油脂費	燃料費・油脂費	(LPG、ガソリン、軽油)	
		車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	
		その他運送費	その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
			諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
			車両リース料	(事業用車両のリース料)	
	その他	(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	×		
	小 計				
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(タセシ負担金、自賠責、教育実習費等)	×
小 計					
営業外費用	営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息等)		
		車両売却損	(事業用車両の売却による差損)		
		その他	(貸倒償却、雑支出等)		
	小 計				
適正利潤					×

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

原則

新規参入：許可制
増車：届出制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

旧

新

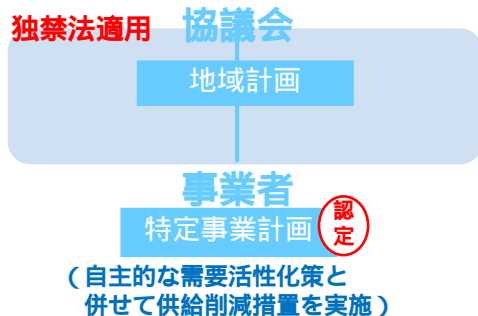
原則

新規参入：許可制
増車：届出制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

新規参入：許可制
増車：認可制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

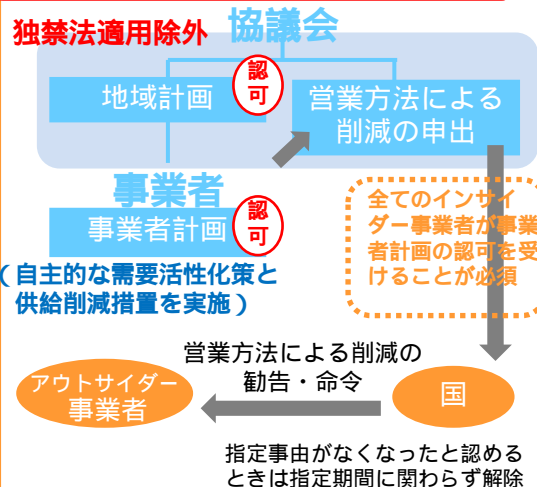


指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

新規参入・増車：禁止
強制力ある供給削減措置
公定幅運賃（下限割れには変更命令）

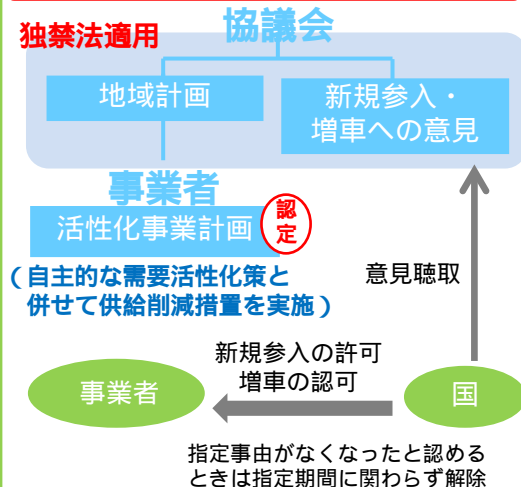
期間3年



準特定地域（大臣指定）

新規参入：許可制
増車：認可制
公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



タク特法

全国

指定地域
(政令で指定)

特定指定地域
(政令で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

道路運送法

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

公定幅運賃制度について

- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

基本運賃及びこれに準ずるものが対象。

総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。

定額運賃については、公定幅運賃により算定。

いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き

